令和２年６月17日

（一社）石川県鉄工機電協会

**雇用調整助成金の拡充について（お知らせ）**

　この度の国の２次補正が可決され、雇用調整助成金が更に拡充されました。

１． 助成額の上限額の引上げ及び中小企業の助成率の拡充

・**雇用調整助成金の助成額の上限が引き上げ**

**1人あたり日額8,330円　➡　15,000円に引き上げ**

**（企業規模問わず）**

　　　・**解雇等をせずに雇用の維持に努めた　中小企業の助成率を一律10/10に拡充**

２・　**緊急対応期間の延長**　　**緊急対応期間を3カ月延長し、令和2年9月30日まで**

３・　出向の特例措置等　雇用調整助成金の支給対象となる出向については、出向期間が「3カ月以上1年以内」としていましたが、**1カ月以上1年以内**となりました。

なお、既に受給した方、申請済みの方にも遡及適用されます。追加支給の手続きは不要で、

差額分も含めて支給されます。

　詳細は、厚生労働省のホームページに、雇用調整助成金の概要や活用の流れなどを記載した**ガイ　ドブック（簡易版）（6月12日現在）**などがございますのでご活用ください。（「厚生労働省　雇用調整助成金」で検索）

ご不明な点は、最寄りのハローワーク、もしくは石川労働局（TEL：076-265-4428）までお問い合わせください。

経営支援室

担当：前河原・森田

TEL：076-268-0121